

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(津波：ハザードマップ)

内閣府の有識者会議が令和2年4月に発表した太平洋側巨大地震想定の見直しに伴う日本海溝巨大地震による津波浸水想定と当町のハザードマップを照らし合わせると、当会が立地する浜町地区は5m程度の浸水が想定されているとともに、浜町地区一帯は海抜が低く商業地区はほとんど浸水する事が予想される。

(土砂災害：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、急傾斜地の特別警戒区域及び警戒区域が13箇所指定されているが、過去において、大きな土砂災害は発生していない。区域内において人家等がある箇所については、その大半が急傾斜地崩壊対策事業によって対策済みである。

(溜め池：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、大雨及び地震等により蒼前平温水溜池が決壊した際、大間川流域において、最大3m以上の浸水が予想されている。流出した水は、15分後には、大間港付近まで到達し、大間町立公民館付近では、最大1m未満の浸水が予想されている。20分以内に、海岸まで到達し、その後、海へ排水される。

(地震による被害想定)

平成24～25年度及び平成27年度に実施した県の地震・津波被害想定調査によると概ね数百年に一度の頻度で発生する想定太平洋側海溝型地震が最も被害が大きくかつ広域的に被害が発生するものと予想され、建物被害が全壊・半壊合わせて約2,000件弱、人的被害が死傷者200名強との被害想定となっている。なお、将来発生しうる最大規模の地震が本調査の想定とまったく同じになるもとは限らないことに留意する必要がある。(大間町地域防災計画(地震・津波災害対策編)第9節を引用)

(感染症)

新型インフルエンザや新型ウイルス感染症は数十年周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。新型コロナウイルス感染症は、全国的かつ急速なまん延により、町民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況 (令和3年11月末現在)

・商工業者数 300 企業 ・小規模事業者数 256 企業

〈内訳〉

	業種	商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商 工 業 者	建設業	66	57	町内に広く分布している
	製造業	13	12	町の中心部に多い
	卸売・小売業	73	54	町の中心部、大間崎周辺に多い
	飲食・宿泊業	64	62	町の中心部、大間崎周辺に多い
	サービス業他	84	71	町内に広く分布している

(3) これまでの取り組み

①大間町の取り組み

- ・大間町地域防災計画の策定、住民避難訓練、町職員の防災机上訓練の実施
- ・大間町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・防災備蓄倉庫の設置及び備蓄

②大間町商工会の取り組み

- ・事業者 BCP に関する国の施策の周知
- ・大間町が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・災害リスクに対する各種損害保険等の普及・加入促進
- ・マスク、消毒液、ペーパータオル等の衛生品の備蓄

II 課題

当会の現状は、自然災害等による緊急時の取り組みについて漠然とした記載にとどまり、具体的な体制や行動のマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時に対応するノウハウを持った人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会の職員が不足しているなどの、課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において地域内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや財務面の対策として各種保険（生命保険、損害保険等）の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・町内小規模事業者に対し自然災害や感染症等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・災害発生時、非常時における連絡・情報収集を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告体制をあらかじめ構築しておく。
- ・発災後に速やかな応急・復興支援が行えるように、また、感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築しておく。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・当会では、多発する自然災害や事故・病気・感染症発生など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・経営指導の巡回時にハザードマップ等を使いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組（什器の固定等）や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・町の広報誌、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者 BCP に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者 BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について必要に応じ指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家による普及啓発セミナーの開催又は紹介、行政施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、事務所内換気設備の設置、IT やテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和3年度に事業継続計画の作成。

3) 関係団体との連携

- ・青森県火災共済協同組合や東京海上日動火災保険㈱に専門家の派遣依頼をして、町内商工業者等を対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しにくいことから、財務面の対策として各種保険の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示依頼及びセミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者 BCP 等の策定状況の確認
- ・（仮称）大間町事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当町）を設立し、状況確認や改善点等について検討及び協議をする。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード6の地震）が発生したと想定し、当町と連絡手段の確認等を行う。
- ・訓練の結果を踏まえて、本計画の見直し等の参考とする。
- ・訓練に先立ち、災害発生時の職員の役割分担を決めておく。
- ・訓練の結果を踏まえ、本計画の見直し等の参考にする。

< 2. 発災後の対策 >

- ・当町の地域防災計画では、自然災害等発生時には、災害の拡大を防止するために実施すべき応急措置等を定めている。特に発災当初の 72 時間は、救命、救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのための必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分することとしている。
- ・自然災害等の発生時には人命が第一であることから、下記の手順で関係機関へ連絡し連携する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 24 時間以内に職員の安否や業務従事の可否を確認し報告を行う。
- ・大まかな被害状況（家屋被害・道路状況等）等を確認したうえで当会と当町で共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当町における感染症対策本部設置状況等を勘案し、当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策と方針決定

- ・当会と当町の間で、被害状況や被害規模に応じた、地区内事業者へ支援を行うため応急対策の方針を決める。
- ・地区内事業者の大まかな被害状況を確認し、3 日以内に情報共有することを原則とする。
- ・職員の多数が被災する等により応急対策に支障がある場合の役割分担等については、あらかじめ協議して決定しておく。
- ・青森県地域防災計画に基づき、当会では防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。

ア 会員等の被害状況調査及び融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること

イ 災害時における物価安定についての協力に関すること

ウ 災害救助用物資、災害救助・復旧用資材の確保についての協力、あっせんに関すること

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の事業所で「床上浸水」、「建物の全・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において、連絡が取れないもしくは、交通網が遮断されており、状況の確認できない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内事業所で、「屋根のトタンが飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none"> ・特に目立った被害の情報がない。

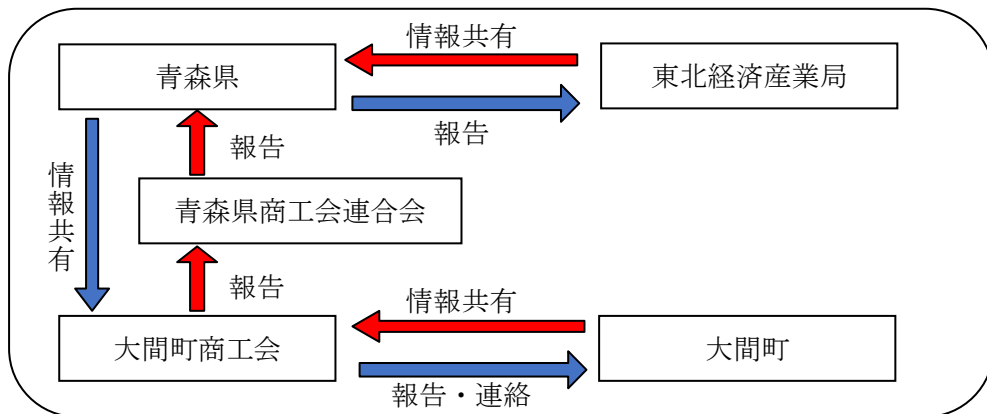
- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有することを原則とする。

発災後からの期間	共有する頻度
発災後～1 週間	1 日に 3 回（9 時・13 時・17 時）共有する。
1 週間～2 週間	1 日に 2 回（9 時・15 時）共有する。
2 週間～1 ヶ月	1 日に 1 回（13 時）共有する。
1 ヶ月以降	変更等があった都度共有する。

- ・当町で取りまとめた「大間町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指揮命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な収集と報告を行う。
- ・二次被害を防止するため、被害地域で活動する際はあらかじめ定めた判断基準及び被害程度により行う。
- ・当会と当町が共有した情報を、青森県の指定する方法により、青森県商工会連合会を経由して青森県へ報告する。なお、被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認した方法により行う。
- ・感染症流行の場合は、国や県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を青森県の指定する方法にて当会又は当町より青森県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、当町と相談し対応する。また、国・県が実施する支援施策に従い、依頼があった場合は特別相談窓口を設置する。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。（当商工会館が被災した場合は、状況に応じて開発センター等の町公共施設に設置する。）
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県・当町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・青森県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、職員だけでは対応が困難な場合には、地区外からの応援派遣等を青森県及び青森県商工会連合会等に相談し対応する。

※その他

- ・上記の内容に変更等が生じた場合は、速やかに青森県に報告する。

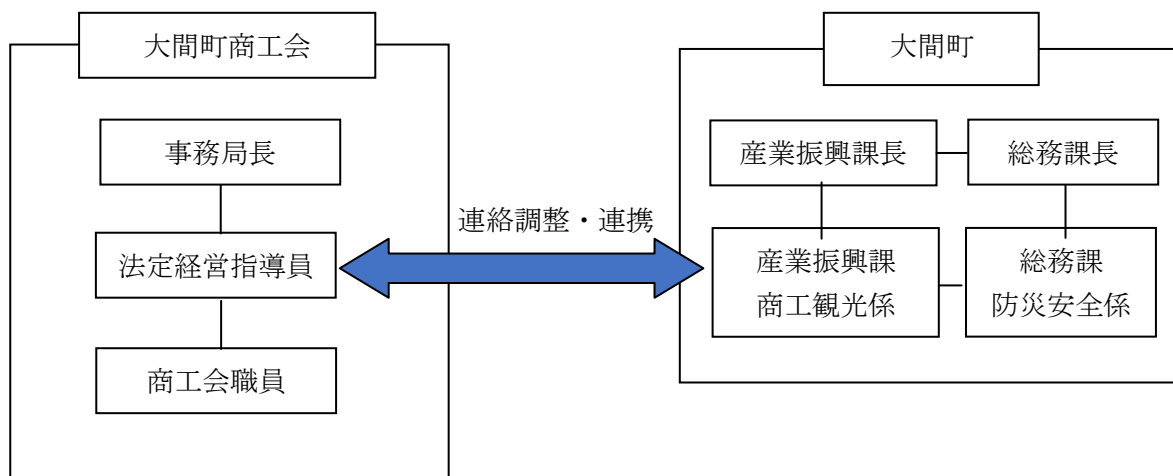
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年4月現在)

(1) 実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 山谷大貴 (連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①大間町商工会

〒039-4601 青森県下北郡大間町大字大間字大間 99

TEL:0175-37-2233 / FAX:0175-37-2234

E-mail:oomas@jomon.ne.jp

②大間町

総務課 (防災安全係)

産業振興課 (商工観光係)

〒039-4601 青森県下北郡大間町大字大間字奥戸下道 20 番地 4

TEL:0175-37-2111 FAX:0175-37-2478

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	50	50	100	50	100
・セミナー等開催費	0	0	100	0	100
・チラシ等作成費	50	50	0	50	0

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入 事業収入 補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。